

竹原市民生都市建設委員会

令和3年12月1日開議

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第66号 令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(その他)

- 1 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)について

(令和3年12月1日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
宮 原 忠 行	出 席
堀 越 賢 二	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
道 法 知 江
井 上 美 津 子
今 田 佳 男

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
市 民 課 長	内 山 修
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳

午前11時25分 開議

委員長（竹橋和彦君） 続いて御苦労さまです。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言いただきますようよろしく
お願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討
議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑を再開あるいは終結を決定し、質疑が終
結いたしましたら個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いま
す。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第4回
定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであ
ります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 本日は、令和3年第4回定例会へ追加提案させていただきました
議案のうち、議案第66号につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議の
ほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいで結構です。

議案第66号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題としま
す。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 私からは、議案第66号令和3年度竹原市国民健康保険特別会
計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の過不足を調整するものでござ
います。

補正予算書で御説明をさせていただきます。

補正予算書の61ページを御覧ください。

まず、歳出でございますが、総務費において総務管理費259万円を減額計上としております。内訳につきましては、給料、手当、教材費であります。

これに対しまして、60ページの歳入でございますが、繰入金において他会計繰入金259万円を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上によりまして、現行の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ259万円を減額し、予算総額をそれぞれ33億6,896万7,000円とする内容となっております。

令和3年度竹原市国民健康保険補正予算（第2号）についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答で申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申し出てください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 付託議案についての委員間討議を始めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 質疑は終結してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、これより本委員会の付託議案について順次討論、採決に入ります。

議案第66号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会の付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他事項に入ります。

説明員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

市民福祉部長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼いたします。

本日はお忙しい中、引き続き常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。

今回は、先ほどもあったのですが、報告事項といたしまして子育て世帯への臨時特別給付金、先行給付金についてということで、その概要について御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 子育て世帯への臨時給付（先行給付金）について説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） 社会福祉課でございます。

その他報告をさせていただきます。

このたびの報告案件は、国の補助事業であります子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）についてでございます。

1の概要でございます。

令和3年11月19日に閣議決定をされましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策により、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して支援を行うべく臨時特別的な給付措置として実施するものでございます。

2の内容でございますが、まず1の支給対象者でございます。

次の(2)の対象児童、1、2、3でございますけども、それぞれ対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者、いわゆる児童手当本則給付となりますけども、その受給者もしくはそれに準ずる対象者としております。

次の(2)対象児童でございます。

各支給対象における児童としましては、まず1番、令和3年9月分の児童手当本則給付を支給対象となる児童。2、基準日におきまして高校生の児童、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれとなります。ただし、保護者の所得が児童手当本則給付の支給対象となる金額と同等未満の場合に限ります。③基準日の翌日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童、新生児となります。こちらのほうも本則給付ということになります。基準日につきましては、令和3年9月30日となります。

(3)給付額でございますが、児童1人当たり一律5万円といたしております。

(4)費用でございますが、全額国庫負担10分の10となるものでございます。

次に、3の歳入歳出予算の補正でございますが、まず歳出といたしまして子育て世帯への臨時特別給付金1億3,615万円、事務費553万3,000円、合計1億4,168万3,000円となります。次に、歳入といたしまして、歳出と同額の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億4,168万3,000円を計上させていただいております。

3、支給見込み数でございますけども、下の表を御覧いただければと思います。

まず、①対象児童の①でございます。令和3年9月分の児童手当本則給付支給対象児童としましては2,078人、こちらのほうは公務員を含んだ数となります。次の対象児童の②、基準日において高校生の児童、こちらにつきましては584人。③基準日の翌日以降、令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童61人を見込んでおります。

す。合計2,723人、世帯としましては1,570、こちらのほうが支給対象者数と同数という形になります。金額にして2,723人掛ける5万円の1億3,615万円を予定しているという内容でございます。

4番目の今後の予定でございます。

児童手当の受給者の方には、可能な限り年内に支給、いわゆるプッシュ型ということになりますけども、そういった形で進めてまいります。その他の対象者につきましても、可能な限り速やかに支給、こちらのほうは若干申請が要りますけども、そういう形で予定しております。

現時点で全て決まってはいたのですが、一部予定としている内容としましては、まず対象児童の1、公務員は除きますけども、この方につきましてはプッシュ型として12月の中旬、市からお知らせを通知し、併せて市のホームページで制度内容及び受給拒否届の受付期間を周知した上で、既に届出をさせていただいております児童手当等の口座のほうへ直接振り込むという形になろうかと思っております。振込日といたしましては、今のところ12月の下旬を支給予定としております。

次、2のうち、児童手当の対象児童の兄弟姉妹がいる高校生の世帯もでございます。そういった方や3の中で基準日以降、9月30日以降に既に今お生まれになって、今現在児童手当の認定を受けている児童の方もいらっしゃる。そうした方につきましては、年内の支給を目指すべく、プッシュ型にて併せ持つて行うという形を予定しております。

なお、そういったプッシュ型の方につきましては、原則申請が不要という形になります。また、これまでの給付金、数々行ってまいりましたけれども、その中で実際に受給の拒否届をされた方は今のところいらっしゃいません。

次、一方で1のうち公務員である方、それから2の中で高校生のみを養育している世帯もでございます。それから、3の中で今後令和4年3月31日までに生まれるという世帯につきましては、これから原則申請が必要となるという形になります。

また、個別案内、リーフレットですけども、そうした通知、それからホームページによる周知、それから申請をしようとする方々への周知として1月号広報への掲載を行うなど、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時39分 閉会